



各市町村教育委員会指導事務主管課長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

過日開催しました、令和2年度第3回市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会において、高校教育指導課から説明いたしました、受検生・保護者向け資料を送付します。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校長、義務教育学校長に対し、下記のように御対応いただきますよう、お願いします。

## 記

- 1 中学校長等を集めた会議で、別添の説明資料を使いながらフローチャートについて説明する。
- 2 学校は、第3学年の生徒に対し、本人が学力検査当日に体調不良になってしまった場合、新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者等となった場合の対応について、フローチャートを使い説明した上で、持ち帰らせる。
- 3 保護者にも可能な限り周知する。

担 当 教育指導担当 浅川・柏木

電 話 048-830-6783

F A X 048-830-4962

メール asakawa.naotaka@pref.saitama.lg.jp（浅川）

埼玉県公立高校入試に向けて新型コロナウイルスに感染したらどうする？ “こうするフローチャート”

次の(1)から(3)のどれにあてはまりますか？

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染しています → ①へ
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者です → ②へ
- (3) (1)、(2)にあてはまらないが、体調が悪いです → ③へ

※PCR検査の結果待ち等の場合、中学校へ連絡してください

**① 感染している場合**  
※健康観察期間が終了しなければ、試験は受けられません

※2月25日(学力検査前日)までに健康観察期間が終了すれば ③へ

※3月2日(追検査前日)までに健康観察期間が  
ア. 終了する→ ⑤へ  
イ. 終了しない→ ⑥へ  
(中学校から連絡があります)

**② 無症状の濃厚接触者の場合**  
※無症状の濃厚接触者は、右の【受検の条件】を満たせば、追検査、特例追検査を受検できます

※2月25日(学力検査前日)までに健康観察期間が終了すれば ③へ

※3月2日(追検査前日)までに健康観察期間が  
ア. 終了する→ ⑤へ  
イ. 終了しない  
(7)【受検の条件】を満たす→ ④へ  
(1)【受検の条件】を満たさない→ ⑥へ  
(中学校から連絡があります)

**【受検の条件】(※無症状の濃厚接触者が受検できる条件)**  
次の①から③を満たすことが必要です(中学校から連絡があります)  
①初期スクリーニング(自治体によるPCR検査)で陰性である  
②試験当日、無症状である  
③公共交通機関を使わずに会場まで行くことができる

※試験日の7日程度前(2月19日頃)から、発熱・咳の症状がある場合、医療機関を受診してください

医療機関は、以下で検索できます

埼玉 医療機関検索システム

中学校へ連絡してください  
※ 医療機関を受診してください  
(感染が確認された場合、①へ)  
(感染が確認されなかった場合、⑤へ)

**③ 感染等なしの場合**

「該当あり」  
2/26朝 学力検査受検者用チェックリスト (★) で体調を確認

※2月26日学力検査は受検できません

「該当なし」

2月26日 学力検査



**⑦ 3月12日 特例追検査**  
県が指定した4施設で実施  
※濃厚接触者は、健康観察期間が終了していても、【受検の条件】(左下にある)を満たせば、特例追検査を受検できます。

**⑧ 調査書等による選抜**

3月16日 入学許可候補者発表

**⑥** 特例追検査前日3月11日までに健康観察期間が  
ア. 終了する→ ⑦へ  
イ. 終了しない→ ⑧へ

**④ 3月3日 追検査**  
県が指定した4施設で受検  
※検査会場は中学校を通じて受検生にお知らせします。

**⑤ 3月3日 追検査**  
志願先高校で受検

3月8日 入学許可候補者発表  
午前9時 ウェブ発表

★ [学力検査受検者用チェックリスト]

	確認項目
A	発熱の症状がある(37.5度以上)
	息苦しさ(呼吸困難)がある
	強いだるさ(倦怠感)がある
B	味を感じない(味覚障害)
	臭いを感じない(臭覚障害)
	咳の症状が続いている
	咽頭痛(のどの痛み)が続いている
	下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患(りかん)が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている
過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触がある	

「A欄で1項目以上」、または、「B欄で2項目以上」「はい」の場合は、「該当あり」となります。それ以外は「該当なし」となります。 ※「該当あり」の場合、⑤へ(2月26日学力検査は受検できません)。ただし、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合、①へ

※以下の欄に在籍中学校の電話番号を書いておきましょう

